

島根県報

第一、四九二号
平成十五年八月一日
(金曜日)

男性警察官用等雨衣の製造請負に係る一般競争入札の(警察本部)九
車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関
に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

公安規則

島根県告示第六百五十六号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年八月一日

島根県知事 澄田信義

告示次

生活保護法の規定による介護機関の指定

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の

指定

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の

(健康福祉総務課)一
(高齢者福祉課)二

保安林予定森林

(森林整備課)二
(水産課)三

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改

(正) (水産課)三

公示

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦

(環境生活総務課)

採石業務管理者試験の実施

(河川課)

九

八

八

(用地対策課)
(道路維持課)

五
六

(経営支援課)

四
四

(経営支援課)

五
六

(道路維持課)

八
八

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者 名稱	主たる事務所の所在地	実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所 名稱	所在地	指定年月日
医療法人 かんど会	出雲市西新町二丁目二四五七 一三番地	通所リハビリティー ショーン	介護老人保健施設 ケアセンターか んど	出雲市西新町二丁目二四五七 一三番地	平成十五年五月一日
医療法人 かんど会	出雲市西新町二丁目二四五七 一三番地	短期入所療養介護	介護老人保健施設 ケアセンターか んど	出雲市西新町二丁目二四五七 一三番地	平成十五年五月一日
有限会社 大社ハイヤー	簸川郡大社町杵築西三三七九 一一三	訪問介護	介護老人保健施設 ケアセンターか んど	出雲市西新町二丁目二四五七 一三番地	平成十五年五月一日
有限会社 大社ハイヤー	簸川郡大社町杵築南一三 五三番地		介護老人保健施設 ケアセンターか んど	出雲市西新町二丁目二四五七 一三番地	平成十五年五月一日
島根県告示第六百五十七号					

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年八月一日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 アク ティブライト保 知石	通所介護	有限会社 アク ティブライト保 石つどいの里	出雲市知井宮町 一八六八番地五	平成十五年七月 二十三日
有限会社 ティブライト保 石つどいの里				
有限会社 ティブライト保 石つどいの里				

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社TOPPL INE・JOY	有限会社TOPPL INE・JOY ケアプラン・ジョ イ	出雲市天神町八六一 番地二 DUCKS TOWN一一〇	平成十五年七月十五 日
島根県告示第六百五十九号			

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年八月一日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第六百五十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定に基づき、指定居宅

一 保安林予定森林の所在場所

簸川郡大社町大字杵築東字龜山三一〇五の一

二 指定の目的

島根興業銀行資金等和一部を次のように改正する。

平成十五年八月一日

島根県告示第六百六十号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱 (平成十三年島根県告示第二百六十七号)

島根県知事 澄田信義

左

セント	年一・二五パー
セント	年一・〇五パー
セント	年一・二五パー
ント	年〇・四パー ^セ
ント	年〇・四パー ^セ

に改める。

附
則

- 1 この告示は、平成十五年八月一日から施行する。
2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年七月十八日以後に貸し付けられた別表第一の上欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第六百六十一号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成十三年島根県告示第一百六十八号）

の一部を次のようは改正する
平成十五年八月一日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第六百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定による届出があるので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。
なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四

平成十五年八月一日

一屆出の概要

- この告示は、平成十五年八月一日から施行する。

附
則

島根県告示第六百六十二号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱
(平成十三年島根県告示第二百六十九号) の一部を次のように改正する。

附
則

- 島根県知事 澄田

島根県知事 澄田信義

島根県告示第六百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第十八条第二項の規定による届出があるので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。
なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

島根県知事 澄田信義

島根県告示第六百六十四号

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西泰明 広島県広島市南区京橋町一番二三号
変更しようとする事項
- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前) 午前十時
(変更後) 午前九時三十分 (株式会社イズミ外十九社)
- (二) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯
(変更前) 午前九時三十分から午後九時三十分
(変更後) 午前九時から午後九時三十分
- 4 変更の年月日
平成十五年八月一日
- 3 届出年月日 平成十五年七月十七日
- 三 届出及び添付書類の縦覧場所 浜田市商工観光課 (浜田市殿町一番地)
- 四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- 1 意見書の提出先
松江市殿町一番地 島根県商工労働部経営支援課
- 2 意見書に記載すべき事項
- (一) 氏名及び住所 (団体にあっては、その名称、代表者氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無
(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- 3 意見の内容
- (五) 意見を述べる理由
- 3 その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

- たので、次のとおり告示する。
平成十五年八月一日
- 島根県知事 澄田信義
- 一 起業者の名称
平田市
- 二 事業の種類
西岸地区農業集落排水処理場及び真空ステーション建設事業
- 三 起業地
島根県平田市灘分町地内
- イ 収用の部分
ロ 使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由
- (1) 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について
西岸地区農業集落排水処理場及び真空ステーション建設事業 (以下「本件事業」という。) は、土地収用法 (以下「法」という。) 第三条第三十一号に掲げる「地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当するため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。
- (2) 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について
本件事業の起業者である平田市は、国庫補助金、地方債、一般財源及び分担金により既に財源措置を講じてるので、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。
- (3) 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について
① 本件事業の施行により得られる利益は、し尿及び生活雑排水の処理による農業用水の水質保全、生活環境の改善並びに公共用水域の水質保全である。
② 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定にあたり、複数の候補地の中から社会的条件、技術的条件及び経済的条件等を比較検討した結果それらの条件を最も良く満たすものを採用していること等から、軽微なものであると考えられる。
- 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 第二十条の規定に基づき事業の認定をし

県道				道路の種類		区間	道路の区城	管轄する土木建築事務所の名称	備考
後B	前B	A	後B	前B	A				
一三・〇〇・	一三・〇〇・	六・〇〇・	一三・〇〇・	一三・〇〇・	五・七〇・	二四・〇〇	一八三・〇〇	メートル	敷地の幅員
一一〇・〇〇・	一一〇・〇〇・	一三・〇〇・	一一三・〇〇・	一一三・〇〇・	一三・〇〇・	一三・〇〇・	一九六・〇〇	メートル	変更前の別
七一・〇〇・	七一・〇〇・	六〇・〇〇・	一九六・〇〇・	一九六・〇〇・	一九六・〇〇・	一九六・〇〇・	一九六・〇〇・		道路の種類
邇摩郡仁摩町大字大国町字妙智田六一八番一地 先から同大字字中市川手六三三番一地先まで	仁摩瑞穂線	大田土木建築事務所	ダブルウェイ解消 町道移管	ダブルウェイ解消 町道移管	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	道路改良工事		

- (3) ①で述べた得られる利益と②で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。
- (4) また、本件事業に係る起業地は、農業集落排水処理場及び真空ステーションの施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲であると認められる。よって、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。
- (5) 結論
- 既述のとおり、本件事業は法第二十条各号の要件を充足するものと判断される。よって、本件事業について、法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするもので

本件事業計画地域は、公共用水域の水質汚濁、特に農業用水の水質悪化が著しいことから早急な改善が必要であり、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

既述のとおり、本件事業は法第二十条各号の要件を充足するものと判断される。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年八月一日

島根県知事 澄田信義

五 土地収用法第一十六条の二第一項の規定による図面の縦覧場所
平田市役所

ある。

川本波多線												大國馬路停車場		
邑智郡邑智町大字柏渕五八七番地先から同大字 五八六番地先まで												瀬摩郡仁摩町大字大國町字古市五九四番四地先 から同大字字城平八九三番一地先まで	"	
邑智郡邑智町大字柏渕五八七番地先から同大字 五八二番一地先まで	邑智郡邑智町大字柏渕五八五番一地先から同大字 字五八七番地先まで	邑智郡邑智町大字柏渕九二番九地先から同大字 五八五番一地先まで												
後 B A	前 B A	後 B A	前 B A	後 B A	前 B A	後 B A	前 B A	後 B A	前 B A	後 B A	前 B A	六〇〇九 九〇〇〇	"	
九〇〇〇 二八〇〇	六〇〇〇 一五〇〇	一九〇〇 二五〇〇	六〇〇〇 一五〇〇	二五〇〇 五一〇〇	五〇〇〇 三四〇〇	四〇〇〇 五一〇〇	一二〇〇〇 六五〇〇〇	三〇〇〇〇 二四〇〇〇	一二〇〇〇 一三〇〇〇	三〇〇〇〇 二四〇〇〇	一二〇〇〇 一三〇〇〇	三〇〇〇〇 二九〇〇〇	一〇〇〇〇 二二〇〇〇	"
六八〇〇	四五七〇	五七〇〇	四五七〇	七三〇〇	一一〇〇〇	九〇〇〇〇	二七〇六〇〇	三四七九一〇〇	二七〇九一〇〇	二七〇九一〇〇	二七〇九一〇〇	二七〇九一〇〇	五六〇〇〇〇 五六〇〇〇〇	五三〇〇〇〇 五六〇〇〇〇
川本土木建築事務所												上記の A 及び B は関係図面に表示する敷地の区分をいう。		
ダブルウェイ ダブルウェイ	上記の A 及び B は関係図面に表示する敷地の区分をいう。	"	拡幅	ダブルウェイ解消	上記の A 及び B は関係図面に表示する敷地の区分をいう。	"	ダブルウェイ	ダブルウェイ	"	ダブルウェイ解消	町道移管	"	上記の A 及び B は関係図面に表示する敷地の区分をいう。	ダブルウェイ解消

島根県告示第六百六十六号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八
条第二項の規定に基づき告示する。

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
一般国道	三百七十五号	邑智郡邑智町大字浜原五一一番二地先から同町 大字柏瀬一九二番地先まで	一、一七三・〇〇	平成十五年八月八日	川本土木建築事務所	
県道	川本波多線	邑智郡邑智町大字久保一〇六二一番六地先から同 大字五九八番二地先まで	三四三・〇〇	メートル		
羽須美大和線	邑智郡羽須美村大字都賀西七七七番八地先から 同大字七七八番一二二地先まで	"	"			
三隅井野長浜線	那賀郡三隅町大字芦谷一〇七三番一地先から同 町大字井野へ一六二六番四地先まで	四四・〇〇	"			
"	三八三・〇〇	平成十五年八月一 日	"			
"	浜田土木建築事務所	"	"			

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

島根県知事 澄田信義

起点变更

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第五項において準用する第十条第二項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年八月一日

島根県知事 澄田信義

主たる事務所の所在地
松江市大正町四四二番地六

島根県報

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもをとりまく環境を整えることによって、子どもの豊かな成長に寄与することを目的とする。

四 提出書類

- (一) 受験願書（所定の様式）
 (二) 写真一枚、うち一枚は受験票にはること。
 (三) 手札形（縦八センチメートル×横六センチメートル）とし、受験願書提出前六月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもをとりまく環境を整えることによって、子どもの豊かな成長に寄与することを目的とする。

四 提出書類

- (一) 受験願書（所定の様式）
 (二) 写真一枚、うち一枚は受験票にはること。
 (三) 手札形（縦八センチメートル×横六センチメートル）とし、受験願書提出前六月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隱岐支庁又は総務事務所

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公告する。

平成十五年八月一日

島根県知事 澄田信義

一 試験の日時

平成十五年十月十日（金）

午前十時から十二時まで

（受付は午前九時三十分から行い、遅刻は試験開始後三十分まで受験を認める。）

九 受験願書の交付
 受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

十 結果発表
 試験結果は、平成十五年十月二十七日（月）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示する。

十一 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理係（電話〇八五二一三一五四九九）に照会すること。
 次に掲げる科目を筆記試験により行う。

三 試験の方法及び科目

(一) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
 (二) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採取、発破、破碎選別、汚濁水の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

次とおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）

第一百六十七條の六第一項の規定により公告する。

平成十五年八月一日

島根県警察本部長 鎌田聰

監

(交付時間は午前九時から午後五時までとする。)

(一) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成十五年八月二十日(水)十三時から

イ 場所 島根県松江市殿町八番地一 島根県警察本部七階 入札室

(四) 開札の日時及び場所

即時開札

(四) その他

(一) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札保証金

支出予定相当額の百分の五以上を納付すること。ただし島根県会計規則(昭和三十九年島根県規則第二十二号)第六十一条の二各号に該当する場合は免除する。

(三) 契約保証金

支出予定相当額の百分の十以上を納付すること。ただし島根県会計規則第六十九条の二各号に該当する場合は免除する。

(五) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(六) 落札者の決定方法

島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(七) その他

詳細は入札説明書による。

(一) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒六九〇一八五一〇 島根県松江市殿町八番地一

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話(〇八五二)二六一〇一一〇 内線二二三五～二二二六

(二) 入札説明書の交付期間及び方法

平成十五年八月一日から八月十八日までの間(土日、休日を除く)、上記(一)の場所において交付する。

公 安 委 員 会 規 则

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年8月1日

島根県公安委員会規則第11号

島根県公安委員会委員長 森 崎 祥 章

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則(昭和62年島根県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

本則中「運送十人等の」を「運送十人等の」に改め、本則の表車両及び積載物の公示に係る事務の負担金の額の欄中「大檻知官署課税を受取る」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成15年8月1日

島根県報

第1,492号 (12)

平成十五年八月一日
印刷発行

発行者

島

根

県

印刷発行所
松江市学園南町
松島陽根印刷所
所長

定価一箇月
金一千四百二十円
(送料共)

毎週火・金曜日発行